

選挙管理委員会から、重度障がい者の方へお知らせです

投票所へのタクシーによる 移動支援を行います

投票所⇔自宅の往復に利用できます。

新居浜市における投票所移動支援事業として、重度の障がいをお持ちの方を対象に、投票日当日に自宅等から投票所への往復に利用できる「投票所移動支援専用タクシー乗車券」を交付します。

【制度利用対象者について】

- 身体障害者手帳（1級又は2級）所持者及び介助者・介護者又はその家族
 - 療育手帳（A）所持者及び介助者・介護者又はその家族
 - 精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者及び介助者・介護者又はその家族
- ※ただし、新居浜市における「新居浜市重度障害者（児）タクシー利用助成事業」において助成対象外となっている施設に入所中の人を除きます。

【制度の利用方法】

1. 利用希望者は、選挙管理委員会事務局へ「投票所移動支援利用申請書」を提出し、投票所移動支援専用タクシー乗車券（以下、乗車券という。）の交付を申請します。（代理による申請が可能）
2. 選挙管理委員会において申請書の内容を確認し、「新居浜市投票所移動支援対象者台帳」に登録します。
3. 台帳に登録された方には、選挙の際に「投票所入場券」の封筒に「乗車券」を同封してお送りします。
4. 投票日が近づいたら、タクシー事業者へ「乗車券」を利用することを申し出たうえで、利用者が直接、タクシーを予約します。（往復利用と投票時間の待機を含むため）
5. 投票日当日、自宅等にタクシーが到着したら、乗車して投票所へ行きます。（乗車券と手帳を持参してください。）
6. 投票所で降車し、投票を行い、投票終了後、同じタクシーで帰宅してください。
7. 自宅到着後、「乗車券」に必要事項を記入し、タクシーの乗務員に渡してください。

裏面もごらんください

【制度利用にあたっての注意点】

1. 利用可能な日時は、投票日当日の11：00～18：00までです。新型コロナウイルス感染症対策として混雑する時間帯の利用はできませんのでご理解、ご協力をお願いします。
(投票所への到着、投票終了が利用可能時間内になるようにしてください)
2. 利用区間は、自宅（乗車地）とその投票区投票所との往復です。途中下車や乗車地以外への移動はできません。
3. 期日前投票所への利用はできません。
4. 空きがあれば、福祉タクシーを利用することは可能ですが、台数に限りがあるため、予約の段階でタクシー会社に申し出てください。

【Q&A】

問① 「申請書」は選挙のたびに必要ですか。

答① 提出のあった「投票所移動支援利用申請書」を受理、審査のうえ、台帳に登録します。以降の選挙については、台帳に基づき個別に選挙のご案内をお送りしますので、移動支援を希望する場合に電話等で乗車券の申請をしてください。

問② 「助成対象外となる施設に入所中」とは。

答② 「新居浜市重度障害者（児）タクシー利用助成制度」において助成対象外となっている施設については、施設における入所者サービスの内容にこれらの移動支援が元々含まれていますので、本事業の対象とはなりません。詳しくは選挙管理委員会事務局までお問合せください。

問③ 同居の家族も一緒にタクシーを利用できますか。

答③ 利用できます。ご家族の方や介助する方が同乗することは差し支えありません。

●令和3年度に行われる選挙●

任期満了に伴う衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が予定されています。（任期満了日は令和3年10月21日）

利用の申し込み・問合せ先

新居浜市選挙管理委員会事務局（市役所5階）

（電話）65-1311 （FAX）65-1641

（メール）senkan@city.niihama.lg.jp

※「投票所移動支援利用申請書」の様式は、同封の用紙をご利用いただくか、市選挙管理委員会ホームページにも掲載しています。



選挙管理委員会
事務局のサイトは
こちらから